

平成16年 5月26日

総務省

自動車運送事業における事故防止対策 に関する行政評価・監視

<ポイント>

(評価・監視結果に基づく勧告)

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

概 略

背 景

バス事業、タクシー・ハイヤー事業、トラック事業の事業者数、車両数、交通事故件数は、いずれも増加

事業者数	： 平成5年度末	約 9万9,000事業者	14年度末	約 11万6,000事業者
車両数	： 平成5年度末	約133万台	14年度末	約146万台
交通事故件数	： 平成5年	約 4万6,000件	14年	約 6万6,000件

事業用自動車には大型車が多く、その乗車人員も多いこと等から、いったん事故が発生した場合の被害や社会的な影響も大

自動車運送事業における安全を確保し、事故防止の徹底を図る観点から、自動車運送事業者における運行管理及び車両の整備管理の実施状況、地方運輸局等の自動車運送事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査

勧告の柱

調査の結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

1 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底

- ・ 事故情報分析システムの活用等による同一原因・同一内容の事故の特定
- ・ 特定した事故の再発防止に有効な方策の事業者への提示とその方策の実施の指導

2 運行管理及び車両整備管理の徹底等

- ・ 関係法令等にのっとった運行管理・車両整備管理の徹底
- ・ 死亡事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底

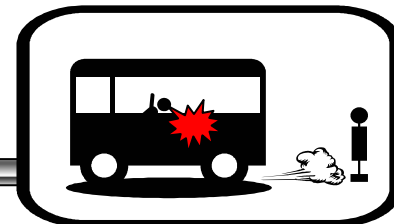
3 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底

- ・ 道路運送法、労働基準法等に重大な違反の疑いのある事業者に関する通報に基づく監査、臨検監督等の速やかな着手、処理案件の速やかな回報

勧告先：
国土交通省
厚生労働省

勧告日：
平成16年5月26日

勧告事項 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底



制度・仕組み

事故報告

事業者は、重大事故(事故のうち、死者、重傷者を生じた事故等)を引き起こした場合、事故の発生日時、事故の種類、事故の原因等を記載した事故報告書を運輸支局に提出する義務あり

事故情報分析システム

事業者から事故報告を受けた運輸支局は、事業者名、事故の種類、事故の原因(「発車時の安全確認の不良又は不履行」、「乗降口扉の開閉不適切」、「停留所における停車方法の不適切」等 152 種類)等を事故情報分析システムに入力

現状・実態

15都道府県の136事業者を調査
うち、平成11年4月から14年9月末までの間に、同一原因・同一内容の事故を3回以上繰り返しているバス事業者が、8事業者

- ・上記事業者の事故の総回数：73回
- ・事故による負傷者数：73人
(重傷者52人、軽傷者21人)

・乗客が着座するのを確認せずに発進する等車内容の動静に対する安全確認の不良又は不履行により乗客が転倒負傷する事故・・・・・・・・・・8事業者
事故回数 最高21回

・乗客の乗降時に乗客を見落とし開閉操作をしたため乗客が負傷する事故・・・1事業者
事故回数 10回



再発防止対策

事業者の対応は

形式的な社内指導の繰り返しだけで、覆面チェックによる運転者の安全運転の励行状況の確認等有効と認められる再発防止策を未実施・不徹底

運輸支局の対応は

- 有効な再発防止対策を講じていない事業者に対し、対策の提示と指導等を未実施
- ・事故情報分析システムにより、同一原因の事故の検索が可能であるにもかかわらず、これを未実施
 - ・事故報告書により、同一内容の事故の特定が可能であるにもかかわらず、これを未実施
 - ・同一原因・同一内容の事故について、事業者が講じている再発防止対策の内容の把握とその対策の有効性の検証を未実施

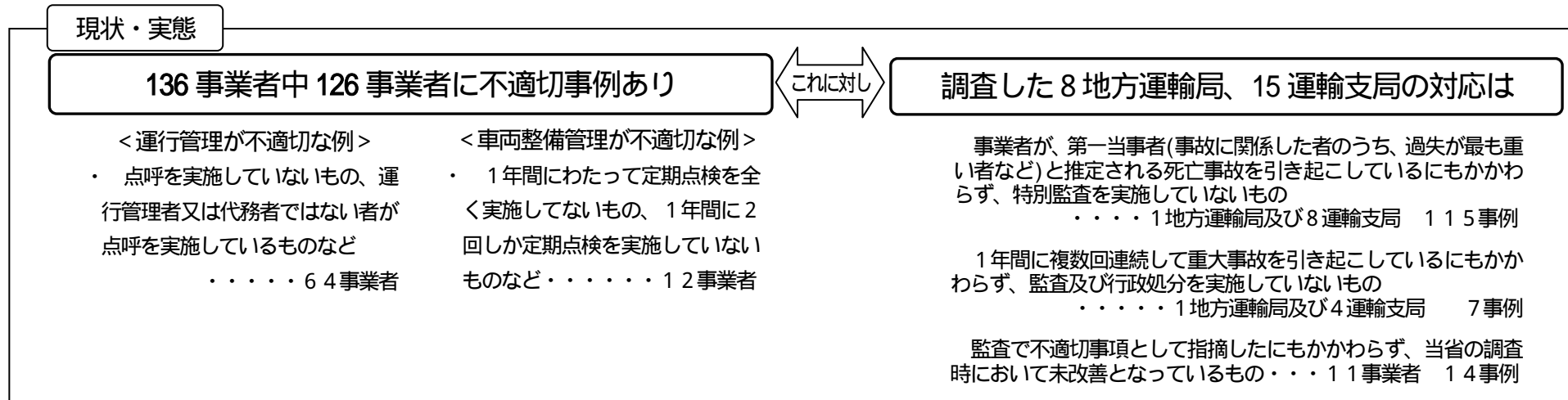
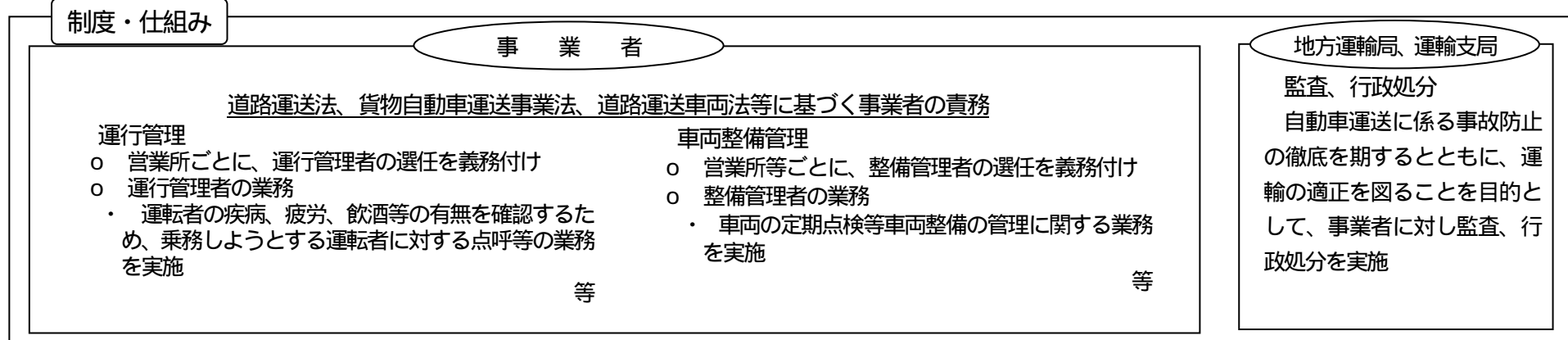
勧告要旨

事故情報分析システムにより、同一事業者が繰り返し引き起こしている事故のうち、原因の種類が同一の事故の検索を行い、この検索を行った事故に係る事故報告書に基づき、同一内容の事故を特定すること

同一原因・同一内容の事故を再発し、その都度従前と同じ形式的な社内指導を繰り返すなどにとどまっている事業者に対し、再発を防止する上で有効と認められる方策を提示するとともに、その方策の実施について指導し、その励行状況の確認を行うこと

(国土交通省)

勧告事項 運行管理及び車両整備管理の徹底等



勧告要旨

事業者に対し、関係法令等にのっとり、運行管理・車両整備管理を徹底するよう指導すること
監査及びこれに基づく行政処分については、次の措置を講ずること

- ・ 第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者、事故を連続して引き起こしている事業者に対する監査を徹底すること
- ・ 監査で指摘した不適切事項については、その後の監査時等に改善状況の確認を励行すること
- ・ 監査に基づく指導、行政処分に従わない事業者に対しては、許可の取り消しを行うなど、厳正な処分を行うこと

(国土交通省)

勧告事項 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底

制度・仕組み

国土交通省と厚生労働省は、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、

- 地方運輸局・運輸支局は、監査により把握した、労働基準法（自動車運転者の労働時間に関する規定）等に重大な違反の疑いのある事業者について、労働局に
- 労働局は、臨検監督により把握した、道路運送法（運行管理に関する規定）等に重大な違反の疑いのある事業者について、地方運輸局・運輸支局に

相互に通報

通報を受けた地方運輸局・運輸支局、労働局は、それぞれ、

- 通報に基づき所要の措置を講じる
- 措置結果については速やかに回報することとされている

* 「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報について」（平成元年3月27日、旧運輸省地域交通局長、貨物流通局長と旧労働省労働基準局長との覚書）

現状・実態

通報に基づく措置

通報を受理した案件について、通報を受けてから6か月以上経過していながら、監査・臨検監督等の措置を講じていないもの

- 8地方運輸局15運輸支局のうち・・・・・・ 5運輸支局 70件
- 15労働局のうち・・・・・・ 5労働局 10件

措置結果の回報

通報を受けて処理した案件について、処理後、回報していないもの

- 8地方運輸局15運輸支局のうち・・・ 1地方運輸局及び1運輸支局 6件
- 15労働局のうち・・・・・・ 5労働局 31件

勧告要旨

通報を受理した案件については、監査・臨検監督等の措置に速やかに着手するとともに、処理後速やかに回報すること

(国土交通省及び厚生労働省)

その他の勧告事項の要旨

事業者に対し、事故報告書の期限内の提出を励行させること

事業者に対し、事故を起こした運転者等に対する特別指導を確実に実施するよう指導すること

(国土交通省)